

平成 24 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 24 年 11 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（36 名）

1 番	鶴田 雄士	君	2 番	稲田 秀敏	君
3 番		君	4 番	川口 直	君
5 番	武内 正俊	君	6 番	森本 文隆	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	中村三千人	君
9 番	小松 信男	君	10 番	江良 邦勝	君
11 番	浦上 廣幸	君	12 番	山本 友保	君
13 番	佐藤 駿二	君	14 番	福本 富人	君
15 番	山下 和弘	君	16 番	川峯 正美	君
17 番	川崎眞志男	君	18 番	森岡 一正	君
19 番	松本カツエ	君	20 番	橋本 正寛	君
21 番	宮崎 義一	君	22 番	森下 雅成	君
23 番	滝下清三郎	君	24 番	山田 勝彦	君
25 番	前田 達也	君	26 番	柴田 眞一	君
27 番	山本 隆久	君	28 番	松岡 健吾	君
29 番		君	30 番	小川 浩治	君
31 番	松原 高弘	君	32 番	松川 兼光	君
33 番	戸谷 泰典	君	34 番	倉田 喜一	君
35 番	池田 裕之	君	36 番	梅田 良二	君
37 番	平岡 秀樹	君	38 番	本田 実	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

3 番	川原 昭雄	君	29 番	小堀田幸一	君
-----	-------	---	------	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	藤崎 眞二	参 事	吉田 直哉
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 55 号 農地買受適格証明願について
- 日程第 4 議第 56 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 57 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議第 58 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 59 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について
- 日程第 8 議第 60 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について
- 日程第 9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 24 年第 12 回総会を開催致します。まず資料の確認をさせていただきますが、まず総会資料とのおねんをお配りしております。紫色のファイルですけど、それぞれ委員の名前が入った研修用のテキストになっております。それから黒い表紙の農業委員手帳をお配りしております。この手帳と先ほどの研修用テキストは今後も使いますので無くされないようにお願いします。それから前回言っていた名札の中身ですけど農業委員会の印鑑が押しておりませんでしたので、今回押したものを配布しておりますので差し替えをお願いしたいと思います。それから給料明細書の 11 月分です。よろしいでしょうか。

それでははじめに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。今年も残すところ 35 日となりまして何かとお忙しくなられる時にご出席いただきありがとうございます。報告事項でありますけれども、今月 13、14 日に会長と事務局の合同会議が阿蘇市で行われまして、私と森内局長と二人で参加して参りました。そのなかで特に今年度から始まりました県の人・農地プランについては詳しく説明があったでございますけれども、今年度それぞれ取組がなされているところでございます。来年度から 27 年度までの 4 年間、重点地区を各年度 24 地区指定するという事です。そういうことで 4 年間で 96 地区を指定するという事でございますので、農業委員のみなさんもそれぞれの地域のなかで話し合いを進めながら取り組みを始めてもらいたいと思っております。特に国の農地プランでは担い手、個人でございますけれども、県の負担のほうは地域を支援するという事でございますので取り組みには大変いいことではないかと私は思っています。その後、耕作放棄地の解消のこと、あるいは農業者年金の推進のこと、農業新聞の普及拡大ということでお話がございました。また、現在農地にソーラーシステムを設置するというのが増えてきているが、第 1 種農地への転用は絶対に認めないということでございます。しかし畑の土手に設置する場合、あるいは鉄骨を高く組んで設置し、農地には農作物を作る場合等は、今のところはっきりしておりません。どういうふうに判断していくのか現在農林省のほうで検討中だと聞いていますので、それがこちらへ連絡あり次第みなさんにお伝えしたいと思います。

以上研修の報告に代えて挨拶と致します。よろしく申し上げます。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いしたいと思います。今日は 3 番の川原委員、29 番の小堀田委員から欠席の届けが出ております。それでは以降の議事の進行は会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、5番 武内正俊委員、6番 森本文隆委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第54号、農地法第3条の規定による許可申請について議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②、③をご覧ください。1番について説明します。亀場町の譲受人は北九州市の譲渡人より、亀場町の畑121㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

2番について説明します。亀場町の譲受人は栢宇土町の譲渡人より、亀場町の田1,835㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲、野菜を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。下浦町の譲受人は、志柿町の譲渡人より、下浦町の畑460㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。本町の譲受人は経営移譲に伴う新規就農のため本町の譲渡人より、本町の田4,299㎡を受贈により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲作付けの他、野菜、柿、茶を栽培される計画です。

5番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑2,118㎡を受贈により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は野菜やオリーブを栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田1,614㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稲と野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 7番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の田573㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照

らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は野菜を栽培される計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） はい。12番山本です。1番を説明致します。場所は亀場町食場にジャスコ本渡店がございます。その付近でございます。亀場町の申請人は北九州市小倉の譲渡人から畑121㎡を売買により譲り受けて所有権を移転し借地の取得をするものでございます。申請人は夫婦で農業を営んでいます。この農地も小作していましたので、現在冬野菜が作付けしてあります。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） はい。12番、山本です。2番について説明致します。場所は亀場町牛深線に食場の交差点がございます。そこから左側へずーと入っていきまして約2キロメートル行った所でございます。亀場町食場の申請人は栢宇土町の譲渡人の水田1,039㎡と796㎡を売買により譲り受けて所有権移転し規模拡大をするものでございます。申請人は父親と後継者でございます子供さんと、三世代にわたって農業を営んでおります。特に畜産業に力を入れてトラクターは4台所有して、亀場町では大規模の農家であり問題ありませんのでよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番松岡です。3番について説明致します。場所は下浦町の一番山奥の部落です。譲受人は大工傍ら農業をしましてコンバインやトラクターとか一式揃

えておられます。そして譲渡人は志柿町の方です。譲受人の家のまわりに家庭菜園として譲渡人から借りて昔からお世話になって作っており、今も家庭菜園にしてあります。今度買うことにしましたということでございます。何も問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは4番について担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。4番について説明を致します。譲渡人と譲受人は親子でございます。譲渡人は72歳になっておられますし、先般、病気をされまして、譲受人の息子さんは勤めておりましたけれども急遽辞めて、昔から作っておられたたばこと水稻をやられる予定でございます。息子さんのほうは新規就農者で支援をいただいて頑張っていくということでした。別に問題ないと思いますがよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番、森本です。5番について説明致します。譲渡人は5年程前にご主人を亡くされまして、それまでじゃがいも等を作っておられましたが後継者もおらず困っておられました。相談も受けておりましたが、譲受人が帰ってこられて、隣同士ということもありまして、どうしてもということで引き受けられたようです。譲受人はご両親がびわ、じゃがいも等を作っておられまして高齢ということで後を継ぐようなかたちになっております。何ら問題はないと思われまふ。よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませ

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは6番について担当委員より説明をお願いします。

○38番(本田実君) 38番、本田です。場所につきましては旧上津浦小学校付近になります。譲受人のハウスの横と下に今まで借りて作っておられましたけれども、今度経営拡大のために買うということでございます。譲受人につきまして、いちごハウス栽培ならびに水稲と、上津浦地区におきましては有数の農家であり何ら問題と思われず。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは、7番について担当委員より説明をお願いします。

○30番(小川浩治君) 30番、小川です。場所は国道久留ガソリンスタンドから約1km奥に入ったところにあります。譲受人は今まで水稲を作っていた所に野菜を栽培する予定でございます。譲渡人にお会いしまして事情を聞いてきましたが、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第55号、農地買受適格証明願についてを議題と致しま

す。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3条案件に引き続き資料②、③をご覧ください。説明の前に資料②、3ページ目の修正を前方スクリーンに映しております。1.競売（公売）の場所の右側の空白になっておりますところが「熊本地方裁判所売却場」になります。よろしくお願ひ致します。

それでは、1番について説明します。太田町の申請人は、亀場町の畑65㎡を競売により取得したいため、耕作目的の買受適格者として証明願いたいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹、野菜を栽培される計画です。

競売の場所は熊本地方裁判所売却場です。附帯決議として「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可できるものとする」としています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番山本です。1番を説明致します。天草市太田町在住の申請人の自宅は亀場町にございます。その下に水田2,391㎡、畑2,194㎡の合計4,585㎡を経営しております。農機具はトラクターをはじめ耕運機、動噴、草刈機、水揚げポンプなどを揃えております。現在、秋冬野菜を作付けして農業に従事しております。地元農業委員として買受適格者であることを証明致します。よろしくお願ひ致します。また今回買い受け予定の畑65㎡でございますけど、現在梅の木が植樹してありました。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました本件につきまして、質疑はありますか。
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は買受適格証明書を交付することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第56号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 資料②、③、④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。下浦町の申請人は、植林し山林として管理するため、下浦町の畑2,056㎡を転用したいというものです。既に植林してあるため始末書が添付されています。資料

③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。まず場所は下浦町の部落で一番高いところの山の中にあります。この人は建設業を営んでおられて、このお母さんがみかん畑をしておられましたけれども、亡くなられてからイチヨウを植林されたそうです。これは平成四年に植林されておりますので、写真の通り大木でした。始末書もついておりますけど、これはやむを得ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。本町の申請人は太陽光発電システムを設置するため、本町の畑316㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。4番について説明を致します。場所は鈴木神社が本町の中心よりちょっと上のほうにありますけれども、そこから山手のほうに行った所でございます。右側が市道で7m位あります。ここは畑で昨年里芋を作ったみたたく、小さな里芋が転がっていました。西側も借地であるし、右側には道があります。左手の下は自分の畑でございます。雨水はこのまま自然に流すということです。畑の時と変わらないのじゃないかと思います。パネルが72枚据えるようになっております。予算も一千万くらい掛かるそうでございますけど、余った電気を売って採算が取れるということをお話されました。パネルを設置する高さもあまり高くありません、人丈よりも低いということでございます。別に周りの畑には影響ないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。河浦町の申請人は駐車場とするため、河浦町の田140㎡を転用したいというものです。既に造成がなされているため、始末書が添付されています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以下、記載のとおりとなっております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○9番（小松信男君） 9番、小松でございます。3番について説明を致します。ただいま事務局から説明がありましたが、場所につきましては宮野河内の中心地のところでございます。今回水田を駐車場にするということでございますが、ここから約20m右側、北側の方に自宅がありますが駐車場がないということで非常に不便ということでございます。周囲の方の承諾と区長さんの承諾も貰っておられます。ただ今回市道の拡張工事が始まりまして一緒に駐車場を作るということで仕掛かっておられましたので、始末書も付いております。現地を確認しました結果、何ら問題はないということでございます。雨水等につきましては市道に流して側溝を利用するという事です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第57号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは1番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 4条申請に引き続き、資料②4ページと、③、④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。南新町の譲受人は、宅地分譲とするため、北九州市と東京都板橋区及び南新町の譲渡人から本渡町の田525㎡と畑49㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、

記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。ただ今事務局の説明の通り、譲受人は分譲宅地として転用したいという、場所は西の久保公園入り口近くになります。申請地付近は本渡北区域の住宅地として形成されて宅地の需要が今後ますます高まることが見込まれるため、申請地を3区画造成し分譲宅地として販売されます。給水は市水より、雨水は道路側溝へ流されます。写真の左の方は農地となっておりますが、所有者死亡のため同意書が取れない旨の理由書が付けてあります。付近は宅地化が進んでおり特に問題ないかと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。五和町の譲受人は個人住宅を建築するため、本渡町の譲渡人から本渡町の畑222㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。譲受人はただ今事務局説明の通り宅地として転用したいとのことです。見取り図は5ページです。九州産交車庫の近くになります。現在、借家住まいで狭く不自由なため自己住宅を新築したいとのことです。給水は市水より、雨水は道路側溝へ流されます。生活排水等は公共下水道を利用されます。写真の通り既に造成してありましたので始末書が付いております。周囲は宅地化が進んでおり特に問題ないかと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。亀場町の譲受人は個人住宅を建築するため、大阪市の譲渡人から亀場町の田169㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番(山本友保君) 12番、山本です。3番について説明致します。場所は亀場町亀川にある保育園付近でございます。この辺りは亀場の住宅街でございます。申請人は大阪市に在住の譲渡人により、169㎡を売買により譲り受けて所有権を移転し自己住宅を作るための申請でございます。給水は天草市の上水道を利用して下水は道路側溝へ、また汚水は天草市の公共下水道を利用しますとのことでございます。区長の排水同意書は添付されています。また隣接農地所有者の同意書も添付されています。よろしくお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(藤崎眞二君) 志柿町の譲受人は、個人住宅とするため、志柿町の譲渡人から、下浦町の畑82㎡と田282.59㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番(松岡健吾君) 28番、松岡です。場所は下浦の国道沿いでございます。また手前のほうは土地改良の事業によりまして非農用地として宅地化されて、そこにはもう家が建っております。ここの選定理由は譲受人の実家の近くであることと、同居する妻の職場、及び子供が通っている小学校が近いということです。既に周りは埋め立ててありますので、始末書も出ています。周りは家が建ってるので周囲の同意は得る必要はありません。審議

をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○17番（川崎眞志男君） 17番の川崎です。写真を見る限りは道路みたいになっているのですが詳しい説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 現在車の出入口にされておりますが、これは宅地にされる予定です。

○17番（川崎眞志男君） はい、了解しました。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はありませんか。質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 下浦町の譲受人は、個人住宅とするため下浦町の譲渡人から、下浦町の田256㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内に位置するため第1種農地となっております。第1種農地は、原則許可することができませんが、農地法の運用第にありますが「公益性が高いと認められる事業で、土地改良法第7条第4項に定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に定められた土地改良事業計画に定められた用途に供する場合は、例外的に許可できるとなっております。

申請地は、土地改良事業計画において宅地として計画されています。以下、一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。場所は本渡東中学校の近くでございます。今事務局より説明された通りで土地改良区非農用地になっておりまして、土地改良区の意見書も付いております。既に宅地に変えているということで始末書が付いております。周りにも家が建っております。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。本町の譲受人は社会福祉施設を建設するため、本町の譲渡人外1名から本町の田4,038㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、この案件は昨年11月の総会で、農振農用地区域からの除外申請にあたり転用見込みありと審議されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。6番の件につきましてご説明致します。転用見込みと事務局の説明にありましたが、今月農用地から除外されたばかりであります。目的ですが、個人の尊厳を固持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行うということでございます。知的障害施設、障害者支援施設を建設されるようでございます。ここを見てまいりましたが、柳の木が3本ほどあって既に耕作放棄地です。手前のほうは水田がありますが、半分位は耕作放棄地でガマの穂あたりがちらちらとして、ここはイノシシのたまり場でもあり、罾をかけたこともあります。奥のほうは山で冬あたりになりますと全く日が入らない場所でございます。右側に水田があり野菜を作られる方がいますけれどもすでに同意を取っております。手前の右側の方にちょろっと水田がありますが、ここも同意が取っております。建物は平屋で高いところで4.5m位ということで農地にもあまり影響がないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。本町の譲受人は事務所を建築するため、本町の譲渡人外1名から本町の田635㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

○34 番（倉田喜一君） 34 番、倉田です。7 番についてご説明致します。譲受人は税理士事務所を経営してございます。現在の事務所では 7 名の事務員が仕事をしていたらっしゃいますけど、お客さんが相談に来られた際にゆっくり座るところもないし、色々な書類が毎年たまるそうですけれど、そういった色々な書類棚あたりも必要となるのでどうしても建てたいということでございます。手前に見えるのが市道で左側が国道でございます。隣接はしておりませんが、写真右側の所有者からの同意がもらえないということで前の国道沿いの駐車台数を調整して後ろのほうが 5m 位空くようにしてあります。右側の駐車場のところには用水路が通っております。用水路が昔のおそらく土で固めた用水路だと思います。見つけてもありませんでしたのでおそらく赤土を固めた用水路じゃなかったかと思います。用水路幅が見えなかったですが駐車箇所を 2m50 位前のほうにずってもらいますと後ろの同意のない水田への日照の影響はない、影になるということは無かろうかと思っています。以上よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○17 番（川崎眞志男君） 17 番の川崎です。お隣の同意が取れてないということですがでも取れていなくても農業委員会で承認できるわけですかね。そこらへんをちょっとお尋ねしたい。

○事務局（寺澤大介君） 隣接同意の件でございますけれど、隣接予定の農地からの同意書は取れています。今回倉田委員さん説明の同意が取れていないというのは、水路を挟んで隣にある隣接所有者からの同意の事になります。農地法許可基準で、法定書類の中には隣接所有者からの同意書というのは入っておりません。いつも添付していただいているのは隣接の農地に影響があるかどうか判断する上で、取れる場合は提出していただいております。今回倉田委員さんから説明があったように同意がもらえなかったという農地からは離れて建物を建てて周囲の営農に影響が出ないと判断されておりますので、今回は不許可要件には該当しないのではないかとでは判断しております。よろしく申し上げます。

○17 番（川崎眞志男君） それでは後で問題は起きないということですね。

○34 番（倉田喜一君） 34 番、倉田です。当初は車 4 台を国道に平行に駐車するように設計がなっていましたが、これを 2 台に減らして建物を国道の方に寄るようなこととございます。用水路等と合わせておそらく 5m 以上の間隔が出るんじゃないかなろうかと思います。建物の建築を注意して見てまいりたいと思います。右側と左側、これで見ますと道のほうと手前のほうが同意は取れております。日照権だけは私たち農業委員が守っていかなければなりませんし駐車位置を変更することで隣接農地からは間隔を置いて建築するというところで

したので大丈夫だと思います。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。後々問題が起きなければ僕はいいと思います。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 8番について説明します。佐伊津町の譲受人は資材置場にするため、人吉市の譲渡人から佐伊津町の畑429㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。譲受人は自動車整備工場をやっておられるかたです。場所は佐伊津の東側にある国道から少し入った小高い造成されたところになります。その農地を買って資材置場にしたいということです。隣接の方の同意書も取れておりますし、区長の排水同意書も取れております。排水は近所に排水溝がありますのでそれに流すということです。資材は廃車ということで給水は要らないということだそうです。よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 9番について説明します。佐伊津町の譲受人は駐車場にするため、佐伊津町の譲渡人外1名から佐伊津町の田1,802㎡のうち429.16㎡、畑232㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○13 番（佐藤駿二君） 13 番、佐藤です。まず場所から説明したいと思います。本渡と佐伊津の境辺りになります。付近には建設会社が複数建ち並んでいますが、その中に譲受人の事務所もあります。付近の会社も含めて従業員用駐車スペースが足りないということで貸駐車場を作りたいというようなことです。隣接者の同意書も取れております。以上です。よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 10 番について説明します。佐伊津町の譲受人は駐車場、資材置場として利用するため、佐伊津町の譲渡人から佐伊津町の田 2,127 m²を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○13 番（佐藤駿二君） 13 番、佐藤です。さっきの案件のちょっと先のほうになるわけですが、一部は 10 年位前から駐車場として利用していたそうです。始末書を書いてもらっています。東側はリフォーム用の資材置場として利用するとのこと。隣接の同意書も出ているわけですが排水もちゃんと大きな土管の排水もしてありました。区長さんの排水同意書ももらっておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 11 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 11 番について説明します。五和町の譲受人は車庫を建築するため、五和町の譲渡人から五和町の畑 82 m²を売買により転用したいというものです。既に車庫を

建築しているため始末書が添付されています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。私初めての説明案件で緊張しておりますのでよろしくをお願いします。概要はただいま事務局から説明がありましたとおりです。場所は五和町手野の県道坂瀬川鬼池港線の南側で産交バスが通る道路沿いになります。以前から借りて車庫として利用していたところを今回購入したいということです。先程説明がありましたようにもう既に車庫として利用してありますので始末書ならびに隣接者の同意書、区長の排水同意書もあります。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 12番について説明します。神奈川県伊勢原市の譲受人は帰郷後居住用の自己住宅を建築するため、玉名市の譲渡人から天草町の畑348㎡を売買により転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） 担当の小堀田委員が急遽出席できないということで伝言を預かっていますので発表します。神奈川県在住の譲受人が来春の定年退職後帰郷し、申請地に自己住宅を建築するということで売買により転用したいというものです。申請地は天草町大江軍浦の漁村集落内に位置し市道沿いに隣接している写真の通りの土地でございます。申請地の南東側の畑が1mほど隣接しているということで隣接農地の所有者の方へ同意をもらいにいかれたそうなのですが、登記名義人が死亡されているということと相続人の消息も不明ということで同意書も取れなかったということでございます。排水については道路の側溝へ排水されるということで特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします、ということでした。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第6、議第58号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(吉田直哉君) 議第58号について説明します。1番の宮地岳町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が71件、再設定の計画が25件で、総面積は192,067.39㎡となっております。

なお、議第58号中、2ページ目の7番から6ページ目の34番までと13ページ目の73番以降最後までにつきましては、農地利用集積円滑化団体を通じての転貸の案件でございます。また、6ページ目の35番につきましては、農業生産法人以外の法人分の利用権設定となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のア及び同④に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 事務局の説明がありました。各担当委員から補足の説明はありませんか。

(補足説明なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番から96番までの件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第7、議第59号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第 59 号について説明します。「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第 3 条の 2 の規定により市長から農業振興地域整備計画の個別見直しに係る農用地区域からの除外等申請に関し審議の依頼がっております。

なお、除外申請につきましては、除外がなされたときに転用許可の見込みがあるかないかをご審議いただくものです。今回、除外に関しては、田 75.78 m²、畑 4,597.51 m²、総面積 4,673.29 m²で全 7 件の申請となっております。見取図、配置図、現場写真は④の 16 ページから載せておりますので併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、1 番の案件からご説明いたします。下浦町の申請人は下浦町の畑 1,921 m²の内、1,045.51 m²に住宅及び農業用倉庫、駐車場、通路を整備したいというものです。既に一部を通路及び駐車場として使用しているため始末書が添付されております。農用地区域除外後の立地条件は第 2 種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28 番（松岡健吾君） 28 番、松岡です。場所は下浦の渡瀬の部落でございまして金焼きをご存知と思いますけれど、金焼きに行く途中でございまして。下の写真の右上に木があって線が真っ直ぐ引いてありますけれど、そこは畑が県道拡張によって法面で半分以上削られてしまいました。で畑に行くためにそこに自分で道を作っておられます。右は段々畑です。現在の家の裏の山が崩れてくるということと白蟻も発生しているということで、今度上のほうに新築したいとのことで許可をお願いされたわけですが、よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 2 番について説明します。下浦町の申請人は下浦町の畑 686 m²に農家住宅を建築したいというものです。既に造成工事に着手しているため始末書が添付されております。農用地区域除外後の立地条件は第 2 種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28 番（松岡健吾君） 28 番、松岡です。場所は、下浦の東中学校付近の土地改良区域の上のほうの山です。家を建築される方は東京で仕事をされておられましたけど 50 代で子供も

おらんから田舎に帰ろうということです。家はみかん山をかなり広く作っておられますけれども、ばあちゃんが1人でどがんもできんということなので帰郷して農業をしたい、百姓を頑張るということのでございましたのでご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。有明町の申請人は有明町の畑2,089㎡に植林したいというものです。周辺が山林化しており山林として管理したいとのことです。農用地区域除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。説明申し上げます。国道324号線を走りまして有明町下津浦元西中学校から約3km行った所にデコポンを植えてあるわけですが、図面を見ていただくと判るように東西南北全部山林でございます。このみかん畑は日も当たらずに収穫が困難であるということと収穫量も少ないということでここに植林をしたいということでございます。また、申請人は旧有明町時代の農業委員をしておられて天草市合併後も三年間農業委員をされて、ただいま農業一筋で頑張っておられますが、この申請につきましては何も問題ないと思います。私と本田議員と一緒に確認に行きましたが別に問題ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。倉岳町の申請人は倉岳町の田1,751㎡の内、75.78㎡を自宅へ通じる市道の拡幅する用地としたいというものです。現在の幅員が約1.5mで自家用車及び緊急車両の乗り入れもできないため、幅員を約1m、延長約60mの拡幅工事を施

工したいとのことです。農用地区域除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。4番の説明を致します。倉岳町宮田の郵便局より少し上に行った所でございます。写真で見ますと、私も見に行ったのですが軽トラックがいっぱいいっぱいというような所ございました。現在土地は田んぼですが、ここには色々作っております。全長40mくらいで先のほうが茶色の家ですが、かなり不便をしておられたようでございます。申請内容にありますように道路を拡張して緊急時に備えたいとのことです。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 5番について説明します。御所浦町の申請人は御所浦町の畑168㎡を近隣住民への貸駐車場にしたいというものです。既に貸駐車場として使用しているため始末書が添付されております。農用地区域除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○37番（平岡秀樹君） 37番、御所浦町の平岡です。5番についてご説明申し上げます。場所は御所浦本島と橋で繋がっております牧島に移りまして100m位進んだ所でございます。10年位前から現地を通る度に路上駐車がいつも5台位あって、危ないと思って通っていたのですが、その中に申請人の車もあったわけです。今回そこから少し入った、写真にも写っております中型のトラックが停まっておりますが、その畑を貸駐車場として近隣住民の為に貸したいということでした。そして近隣の住民の方にお話を聞きましたところ、申請人が買ってくると本当に助かるというお話でした。今回農振地区からの除外申請になりますけれどもよろしく審議をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君）6番について説明します。栖本町の申請人は栖本町の畑124㎡を宅地拡張したいというものです。既に住宅が建築されているため始末書が添付されております。申請地は写真でもお判りいただけると思いますが、この住宅用地のために盛土し造成した際の法面部分となっております。農用地区域除外後の立地条件は第2種農地で、農地法許可基準に適合する見通しです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。場所は天草市栖本支所から2km程上った打田というところ。今回の申請者は両親と同居されていましたが、子供さんが3人いて手狭になった為、住宅を建築されることになりました。申請地が農用区域内だったので今回の申請をされましたが、周辺農地への影響もないようですので何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君）7番について説明します。新和町の申請人は新和町の畑485㎡を改築する住宅用地の一部としたいというものです。改築を機に移転する計画でしたが適地が見当たらなかったため、現居住地と申請地を利用し改築するものです。資料④の22ページの下段の配置図をご覧くださいと思います。立地条件ですが敷地南側は市道から高さ約5mの段上で、北側は急傾斜の山林が広がるといった状況であり、建築基準の要件を満たすために住宅は崖下にある南側の市道から5m程度隔てて建築する必要があります。また、申請地の一部が居宅の敷地となりますが、居住地より3m程度段上になるため、切土し西側の約250㎡は30°勾配の法面にする計画です。農用地区域除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○18番（森岡一正君） 18番、森岡です。新和町のただいまの申請地につきましてご説明を致します。既存の住宅小屋等が写真に載っておりますが、1階が駐車場、2階は住宅になっておりまして手前が完全な住宅地でございます。既存の住宅がサッシから手前住宅まで虫食い状態になっておりまして、手前の申請地、この柿の木があるところが除外申請地になっております。先ほど事務局から説明がありました通り、先の小屋2階のほうから母屋までほとんど虫食い状態になっていてどうしても作り直さないとつまらんということでございます。小屋の向こう側は説明があったように、非常に小屋の建っている位置が高台でもあり、また柿の木があるところも高台でございますが、ここは400㎡とかありますがこちらを全部じゃなくてある程度削って向こうの母屋と小屋を潰してこっちをちょっと広くしてそこに新築されるということでございます。一昨日現地確認をしております。そうするとここは大多尾のB&Gがあるところの集落でございますので、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、議第60号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題と致します。

それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 1番について説明します。本渡町の申請人は農地保全のため本渡町の田外5筆3,322㎡を農用地区域へ編入し集落協定対象農地とし中山間地域等直接支払事業を実施したいというものです。

2番について説明します。栢宇土町の申請人は農地保全のため栢宇土町の田、2筆3,495㎡を農用地区域へ編入し集落協定対象農地とし中山間地域等直接支払事業を実施したいというものです。

3番について説明します。下浦町の申請人は農地保全のため下浦町の田外18筆27,759㎡を農用地区域へ編入し集落協定対象農地とし中山間地域等直接支払事業を実施したいというものです。

4番について説明します。天草市は佐伊津町の畑2筆1,640㎡を農用地区域へ編入し、県営

畑地帯総合整備事業による区画整理を実施したいというものです。

5番について説明します。天草市は五和町の田外173筆144,005㎡を農用地区域へ編入し、県営中山間地域総合整備事業による区画整理とパイプライン埋設による水利施設を整備したいというものです。

6番について説明します。天草市は本渡町広瀬の田外21筆17,853㎡を農用地区域へ編入し、県営中山間地域総合整備事業による区画整理を実施したいというものです。

7番について説明します。天草市は亀場町の田外99筆54,386㎡を農用地区域へ編入し、県営中山間地域総合整備事業による区画整理を実施したいというものです。

8番について説明します。河浦町の申請人は農地保全のため河浦町の田1,794㎡を農用地区域へ編入し集落協定対象農地とし中山間地域等直接支払事業を実施したいというものです。

9番について説明します。河浦町の申請人は農地保全のため河浦町の田2,970㎡を農用地区域へ編入し集落協定対象農地とし中山間地域等直接支払事業を実施したいというものです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員から補足説明はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ただいまの件につきまして、みなさまから質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第9、報告事項について、事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） ご覧いただく資料は資料②の最後のページになります。農地利用・形状変更届が2件あり、いずれも本渡町の田を埋土し耕作するというものです。許可不要転用届の4条関係が1件あり、亀場町の畑に農業用倉庫を建築するというものです。許可不要転用届の5条関係はありません。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成24年天草市農業委員会第12回総会を閉会致します。

午後3時40分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長

鶴田雄士

署名委員

武内正俊

署名委員

森本文隆